

令和4年2月15日（令和4(2022)年度第35号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<https://www.z-hoikushikai.com>

<ニュースの内容>

- 事務連絡「緊急点検・実地調査の取りまとめ、安全装置の補助基準額等及び安全装置のリストの公表について」が発出されました
- 「子ども・子育て会議」（第64回）が開催される

■ 事務連絡「緊急点検・実地調査の取りまとめ、安全装置の補助基準額等及び安全装置のリストの公表について」が発出されました

令和5年1月27日、事務連絡「緊急点検・実地調査の取りまとめ、安全装置の補助基準額等及び安全装置のリストの公表について」が発出されました。

(1)緊急点検・実地調査のとりまとめについて

事務連絡「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理に関する実地調査の実施について（提出方法）」（令和4年10月27日付）等に基づき実施された実地調査の実施状況や緊急点検のとりまとめの結果が公表されました。実地調査は、施設類型を問わず、送迎用バスを運用している9割以上の施設で令和4年内に行われました。なお、未だ実地調査を行うことができていない施設についても、原則として令和4年度中に行うよう事務連絡で求められています。

緊急点検の結果、送迎用バスの運行している施設数および運行台数は全国で、保育所等（保育所+地域型保育事業）で1,477施設・1,983台、認定こども園（幼保連携型+保育所型+地方裁量型）で2,687施設・5,219台でした。そのうえで、「連絡がなく子どもがいない場合の保護者への確認及び子どもの出欠状況に関する職員間における情報を常に行っている」施設は、保育所等で93.6%、認定こども園（幼稚園型含む）で94.4%でした。

一方で「バス通園における子どもの見落とし防止につながる研修を園内で実施している」施設は、保育所等で49.0%、認定こども園（幼稚園型含む）で52.6%でした。これについては、実地調査においても、「『バス通園におけるこどもの見落とし防止につながる研修を

園内で実施しているか。』という点で課題が見られる」という割合が、他の項目に比べ割合が高くなっており、保育所等で 14.9%、認定こども園（幼保連携型）で 10.4%、認定こども園（保育所型）で 7.1%、認定こども園（地方裁量型）で 4.8%でした。

今回の緊急点検・実地調査において課題が見られなかった施設を含め、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」や今回の緊急点検・実地調査のとりまとめ結果等を踏まえ、安全管理を不断に徹底することが求められています。その際には、幼児専用車に係る衝突時の安全対策については、「幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドライン」（平成 25 年 3 月車両安全対策検討会）において、シートバックの後面に緩衝材を装備すること等が望ましいとされていることにも留意することとしています。

緊急点検、実地調査の結果の詳細は、別添資料「2」～「4」をご参照ください。

(2)安全装置の補助基準額等・安全装置のリストについて

本通知では、送迎用バスへの設置が義務化された安全装置の補助基準額・安全装置のリストが示されています。なお、本補助は、令和 4 年 9 月 5 日以降の送迎用バスへの安全装置（「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものに限る）の装備を対象とし、装備後の改修等によりガイドラインに適合しているものも含むとしています。

【安全装置の補助基準額】

- 装備が義務付けられる施設（保育所等）：1 台あたり 17.5 万円
- 装備が義務付けられない施設（小・中学校等）：1 台あたり 8.8 万円

今般、そのガイドラインに適合する安全装置のリストがホームページに公表されているのでご確認ください。ガイドラインの内容は本ニュース第 32 号をご確認ください。

[リスト掲載ページ]

■内閣府ホーム > 内閣府の政策 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>

本通知の詳細な内容は、別添資料「1」をご参照ください。

■「子ども・子育て会議」(第 64 回)が開催される

令和 5 年 2 月 1 日、第 64 回子ども・子育て会議が開催され、全国保育協議会から森田信司副会長が出席しました。

内閣府からは「令和 5 年度における子ども・子育て支援新制度に関する予算案の状況・令和 5 年度当初予算案における公定価格関連事項等」、「こども政策の強化」、厚生労働省が

ら「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」、「保育所等における使用済みおむつの処分」についてそれぞれ説明がありました。

(1)こども政策の強化

「こども政策の強化」は、岸田内閣総理大臣の年頭の記者会見で掲げた「異次元の少子化対策」に関して、令和 5 年 1 月 6 日に岸田内閣総理大臣から小倉こども政策担当大臣に指示があった内容について内閣府から説明がありました。

こども政策の強化について検討を加速するため、本年 4 月のこども家庭庁の発足を待たず、小倉大臣の下で下記 3 つの基本的方向性に沿って検討を進め、3 月末を目途に、具体的なたたき台をとりまとめることとされています。

【基本的な方向性】

1. 児童手当を中心に経済的支援を強化すること。
2. 学童保育や病児保育を含め、幼児教育や保育サービスの量・質両面からの強化を進めるとともに、伴走型支援、産後ケア、一時預かりなど、全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充を進めること。
3. 働き方改革の推進とそれを支える制度の充実を図ること。女性の就労は確実に増加した。しかし、女性の正規雇用における L 字カーブは是正されておらず、その修正が不可欠である。その際、育児休業制度の強化も検討すること。

検討にあたっては、小倉大臣のもとに関係省庁と連携した体制を組むとともに、学識経験者、子育て当事者、若者をはじめとする有識者から、広く意見を聞き、大胆に検討を進めることとし、「こども政策の強化に関する関係府省会議」が組織され、第 1 回が 1 月 19 日に開催されました。

同会議で 3 月末を目途にたたき台のとりまとめが行われ、たたき台の内容をふまえ、4 月以降、岸田総理の下で更に検討を深めるとともに、こども家庭庁においてこども政策を体系的にとりまとめつつ、6 月の骨太方針までに将来的な子ども予算倍増に向けた大枠を提示するとされています。

(2)保育所等における使用済みおむつの処分について

厚生労働省から、令和 5 年 1 月 23 日に発出された事務連絡「保育所等における使用済みおむつの処分に係る留意事項等について」の説明がありました。

「認可保育所における使用済みおむつの処分について（調査依頼）」（令和 4 年 10 月 25 日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）に基づき実施された調査結果を踏まえ、保育所等において使用済みおむつの処分を行うことを推奨するとされました。

同調査の結果、多くの自治体がここ数年の間に使用済みおむつの処分を保育所で行うよう方針を示していることを踏まえ、以下の周知を行い、自治体の取り組みを後押しするとされています。事務連絡の詳細は別添資料「5」をご参照ください。

【自治体への周知事項】

- ① 保育士や保護者の負担軽減にもつながることから、保育所等において使用済みおむつの処分を行うことを推奨
- ② 保育所等における保管スペースの確保や衛生面の管理が課題となる場合等には、保育環境改善等事業（感染症対策のための改修整備等事業）でおむつの保管用のゴミ箱の購入等が可能であること
- ③ 使用済みおむつの処分の方針にかかわらず、保育所等においては、引き続き便の状態や回数等を保護者へ伝える等、こどもの健康状態等の共有に配慮をお願いしたいこと

これらの説明に対して、全保協・森田副会長は全保協・全国保育士会共同の緊急セミナーの実施、全国保育士会が作成した「保育所・認定こども園における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用した園での取り組み、職員配置基準の改善の要望、おむつの処分費用の公定価格への反映の要望、新型コロナウイルス感染症が5類相当となった場合の保育所・認定こども園等での対応にかかる説明、指導の徹底等の意見を述べました。

第64回子ども・子育て会議 全保協・森田信司副会長 発言要旨

- 虐待等の不適切な保育への対応については、全国保育協議会では12月23日に全国保育士会と共同で緊急セミナーをオンラインで開催しました。当会の奥村会長と全国保育士会の村松会長からのメッセージと全国保育士会が作成した人権擁護のためのセルフチェックリストを監修いただいた関西大学の山縣文治先生の講義、そして、このチェックリストの活用法を北野副会長から説明しました。その後はオンデマンドにて現在も配信中です。このように我々自身も自らを再点検し、日々の保育に向き合っております。
- 私の園でも研修受講後にチェックリストを実施しました。そうするとチェックリストの38ページにある不適切保育の類型にある(2)物事を強要するようなかわり・脅迫的な言葉がけ、(3)罰を与える・乱暴なかわりが少し低い結果となりました。職員と面談する中で、時間に制約がある、集団で行動する時などに行ってしまうがちな内容でした。例えば、遠足に行ったときに帰りの電車を待っているときに「トイレ」と園児が言い出すと「さっきは行かなかったの」「もう」となっている状況です。私の私見ではありますが、時間に追われ、集団での活動をせざるを得ない保育ではなく、ゆっくりとした余裕のある子どもを真ん中にした保育を行うには、もっとゆとりのある人員が必要だと考えます。
- 保育所等における使用済みオムツの処分を行うことを推奨するとされました。しかし、調査によると90パーセント以上が園で廃棄しており、処分費用は園の運営費による負担が一番多くなっています。公定価格は積み上げ方式で積算されているので、このオムツの処分費用は算定されていません。よって、推奨されるならば、その費用負担も公定価格でお願いしたいと考えます。
- 最後に新型コロナウイルス感染症が5月8日には5類になると決定されましたが、保育所・認定こども園等でのマスクの着用方法や感染予防、感染症対応については、丁寧な説明とご指導をお願いいたします。

資料等の詳細は、下記ホームページよりご確認ください。

- 内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 子ども・子育て会議等 > 子ども・子育て会議 > 子ども・子育て会議（第 64 回）

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_64/index.html